

# 労働基準広報 2015 No.1849

## 4/1

### CONTENTS

#### 集中連載 マイナンバー法 《民間企業に求められる実務対応》—— 6

第1回 マイナンバー法と社会保障・税番号制度

## 新企画 来年1月から社会保障や税などの 手続で順次マイナンバーが必要に

今年10月から、①日本国内に住民票を有する全住民に個人番号（マイナンバー）、②日本国内に設立登記のある法人及び日本国内で税務上の義務を負う外国法人等に法人番号——が通知される。そして、来年1月からは、社会保障、税及び災害対策の行政手続において個人番号などの利用が順次開始される。この連載では、弁護士・弁理士であり、労働法はもとより、知的財産法、個人情報保護法にも詳しい野中武氏にマイナンバー法等について民間事業者に想定される実務的な対応方法などを解説してもらう。

(弁護士・弁理士 野中 武 (野中法律事務所))

- 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！  
～労働問題の「今」～ 22  
〈第8回〉改正行政手続法と労基署の行政指導をめぐる問題  
**違法な行政指導は  
中止等を求めることが可能に**  
(弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子)

- 企業税務講座 32  
第52回 平成27年度 税制改正大綱 ②  
**NISAはじめ改正多数**  
(弁護士・橋森正樹)

- 労働局ジャーナル 38  
ワークショップ発の事例資料を作成し  
「声かけ運動」等による過重労働解消を提案  
〔栃木労働局管内・日光労働基準監督署〕

- NEWS 1  
(28年4月施行の改正障害者法関係指針制定に合理的配慮の提供義務の具体的事例示す／(青少年の雇用促進図る法案上程へ)新卒求人を受理とする職業安定法の特例を創設／(厚労省・介護補償給付額を改定)常時介護の最高限度額を月額10万4570円に引き上げ／ほか

- レポート／「明日の障がい者雇用」 39  
これからの未来にむけて、これからの障がい者雇用を考える  
**共に働くことが当たり前の未来社会に向け  
障がい者雇用を考えるシンポジウムが開催**  
(編集部)

- 連載 労働スクランブル⑩ (労働評論家・飯田康夫) — 40 ● 労務資料 平成26年賃金構造基本統計調査結果②～一般労働者の賃金～ — 42 ● わたしの監督雑感 兵庫・但馬労働基準監督署長 中川望 — 54 ● 編集室 — 56

#### 労務相談室

回答者

- 労災保険法 [所定休日にアパート敷地内駐車場で転倒] 出勤予定あったが通災か — 48 弁護士・岡村光男
- 社会保険 [60歳の嘱託社員に年金請求書が届く] 請求せずともよいか — 50 特定社労士・飯野正明
- 個人情報 [退職者が会社HPの本人写真削除を要求] 集合写真も削除必要か — 52 弁護士・加藤彩

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内